

改造箇所	助成対象工事
浴室 洗面所	<p>浴室出入口の段差解消（浴室床面のかさ上げ、すのこの設置）  開口幅の確保のための間仕切り壁の改造  中折れ戸・引き戸への取替え  手すりの取付け  浴室へのシャワーの取付け  サーモスタット式混合栓、レバー式水栓等への取替え  浴槽の取替え  浴室への介助用電動つり具の取付け（移動式を除く）  カウンター型洗面台への取替え  ドアガラスのプラスチックガラス等への取替え  非常用ブザーの取付け  位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え  段差解消のための洗面所の床の張り替え  段差解消のための洗面所の開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え  次の(1)から(6)の全ての条件を満たしている高齢者等に配慮したユニットバスの設置  (1)浴室出入口部が、グレーチング等により段差解消されていること。  (2)浴室出入口の開口幅が、0.65メートル以上確保されていること。  (3)浴室出入口が、中折れ戸又は引き戸であること。  (4)浴槽出入りのための手すり及び洗い場立ち座りのための手すりが設置されていること。  (5)洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さが、0.35メートル以上0.45メートル以下であること。  (6)給水設備が、サーモスタット式混合栓又はレバー式水栓であること。</p>
便所	<p>開口幅の確保のための間仕切り壁の改造  段差解消のための床の張り替え  引き戸への取替え  段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え  手すりの取付け  レバーハンドル錠等への取替え  和便器から洋便器への取替・洋便器の設置（既存の洋便器の取替は除く）  人感センサー機能付便器洗浄装置の取付け</p>

	<p>暖房便座用電源コンセントの設置          非常用ブザーの取付け          人感センサー照明スイッチへの取替え          位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え          手洗いの人感センサー機能付水栓への取替え</p>
<p>玄関          (玄関から道路までに至る通路を含む。)</p>	<p>開口幅の確保のための間仕切り壁の改造          上がりがまちの段差解消のための式台の設置          上がりがまちの足元灯の設置          玄関から道路までの通路の段差解消 (スロープ化又は階段昇降機の取付け)          玄関から道路までの通路への足元灯の設置          手すりの取付け (玄関から道路までの通路への手すりを含む。)          レバーハンドル錠等への取替え          ぬれても滑らない材料への取替え          開き戸式の場合のドアクローザーの設置          人感センサー照明スイッチへの取替え          位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p>
<p>廊下          階段</p>	<p>階段部への滑り止めの取付け          階段の蹴込み板の取付け          階段昇降機の取付け (1階に高齢者等の居室を作れない等やむを得ない場合に限る。)          足元灯の設置          三路スイッチの取付け          人感センサー照明スイッチへの取替え          位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え          手すりの取付け          段差解消のための廊下の床の張り替え</p>
<p>居室          (対象者用に限る。)</p>	<p>出入口の段差解消          段差解消のための床の張り替え          段差解消のための開き戸 (レバーハンドル等が設置されているものに限る。)、引き戸の取替え          開き戸から引き戸又は折り畳み戸への改造          開口幅の確保のための間仕切り壁の改造          畳からフローリングへの床の張り替え          冷暖房用スリーブの設置          冷暖房用電源コンセントの設置          位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p>
<p>台所</p>	<p>段差解消のための床の張り替え</p>

	<p>段差解消のための開き戸（レバーハンドル等が設置されているものに限る。）、引き戸の取替え          流し台の改造          レバー式水栓等への取替え（混合式も可）          レバーハンドル錠等への取替え          位置表示灯付照明スイッチ又はワイド形照明スイッチへの取替え</p>
<p>上記共通</p>	<p>その他高齢者等の利用の安全性又は利便性の向上に資するものうち町長が必要と認めたもの</p>